

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C工場において技術職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同僚が運転する大型貨物自動車の助手席に同乗して走行中、当該貨物自動車バランスを失い転倒したため、車内で両足をはさまれ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちにD病院に急搬され、「左大腿挫滅症候群疑」と診断されたため、E病院に転送された後、複数の医療機関を受診し、「両下腿圧挫、総腓骨神経損傷・麻痺、脛骨神経損傷・麻痺、左肩鎖関節脱臼」の療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、「両下腿圧挫、総腓骨神経損傷・麻痺、脛骨神経損傷・麻痺、左肩鎖関節脱臼」との診断を受けていることから、左肩関節の神経障害及び機能障害並びに両下肢の神経障害及び機能障害について検討すると、以下のとおりである。

(1) 左肩関節及び両下肢の疼痛等の神経症状について

ア 左肩関節の神経症状について、F医師は平成〇年〇月〇日付け診断書で、部位不明ながら「麻痺は改善し可動域も増加している」と記載しているところ、G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、「左肩鎖関節損傷（Ⅱ度）あり、常時運動痛の原因となり得る」と述べている。

イ 両下肢の神経症状について、F医師は、上記診断書で「痛みとしびれが残存しているため、正座や階段を上ることはできない」と記載しているところ、G医師は上記意見書で、「両下肢に広範な異常感覚（シビレ）あり腓骨神経、脛骨神経損傷に起因するものと考えられる」と述べている。

ウ 請求人の職場復帰後の就労状況等について、会社工場長は、①負傷前はプラスチックやビニール等の選別・分別作業に従事していたが、復帰後は立ったり坐ったりを繰り返すことが他の労働者に比べてゆっくりであるため、分析業務に従事している、②痛みを理由に仕事ができなかったことや欠勤したこともない、同僚と比較して業務量に差異はない、と述べている。

エ 以上の医師の所見及び請求人の就労状況に鑑みると、左肩関節の神経症状及び両下肢の神経症状が請求人の残存障害として認められるものの、通常の労務は可能であると認められ、それぞれ「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するとした監督署長及び審査官の判断は妥当であるものとする。

(2) 左肩関節及び両下肢の膝・足関節の機能障害について

ア F医師診断書及びG医師意見書の関節運動範囲に係る測定値からは、肩関節、膝関節、足関節のいずれにも有意な可動域制限は認められず、G医師は、「肩関節の可動域は健側の3/4を超え、下肢自動運動（可動域）は健側の50%以上あり」との所見である。

イ 以上のことから、請求人の左肩関節及び両下肢の膝・足関節の可動域制限は、障害等級に該当しないとされた監督署長及び審査官の判断は妥当であるものと判断する。

(3) 以上により、請求人には、左肩関節の神経症状（第14級の9）及び両下肢の神経症状（第14級の9）の神経障害が認められるところ、同一系列であることから、併合して準用第14級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。